

県税・市税

11月から平成25年1月は滞納整理強化期間です

ストップ！滞納



市では、税負担の公平性と税収入を確保するため、11月から平成25年1月まで、集中的に滞納者に対する財産調査や差し押さえを強化するなど、滞納の解消に向けた取り組みを行ってまいります。

納税者の皆さまには、納期内の納税にご協力をお願いします。

市税は、市民の皆さんの福祉や教育、ごみ処理などのための貴重な財源です。定められた納期限までに自主的に納めていただくもので、ほとんどのかたが期限までに納付していますが、残念ながら一部のかたは滞納している状況にあります。

税金を滞納している

督促、催告にもかかわらず納税されないかたや、納税誓約を守られないかたなどに対しては、財産を調査の上、ご本人への事前連絡なしに、土地・建物、預貯金、給与、生命保険などの差し押さえを実施します。



※納税がお済みでないかたは、最寄りの金融機関などで速やかに納税してください。

もかかわります。差し押さえを受ける前に完納いただきますようお願いいたします。



納税が困難なかたは

失職、極端な収入の減少、病気療養など、さまざまな事情で早期の納税が困難なかたは、納税方法について納税課に速やかにご相談ください。



問い合わせ・・・納税課

☎048-259-7642・7643・7949 FAX 048-259-4541

一人で悩まず相談してください

- 川口市 家庭児童相談室(子育て支援課内)
月～金曜日 8:30～17:15
☎048-257-3330(家庭児童相談室直通)
☎048-259-9005(子育て支援課直通)
- 埼玉県 南児童相談所 ☎048-262-4152
月～金曜日 8:30～18:15
上記以外の時間帯で緊急性のあるとき
休日夜間児童虐待通報ダイヤル ☎048-779-1154
- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570-064-000
お住まいの地域の児童相談所に電話につながります
※児童相談所の開所時間以外は、留守番電話になります



24年度標語……
「気づくのはあなたと地域の心の目」

11月は

「児童虐待防止推進月間」です

児童虐待を防ぐためには、家庭や学校、地域などの社会全体が児童虐待に関心を持ち、理解を深めることが重要です。

虐待で苦しんでいたりがまんしないで相談を！

児童虐待とは、親などから心や体を傷つけられ「子ども自身が耐えられないほどの苦痛を感じることをいいます。

何も悪いことをしていないのに、殴られたり、ごはんを食べさせてもらえなかったり、家族から性的ないたずらや関係を強いられたりしていませんか。
病気なのに、病院に連れて行ってもらえないことはありませんか。
心がつかかったら、がまんしないで相談してください。

虐待の連絡(通報)と子育ての相談

あなたの周りに「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときは、市役所や児童相談所に連絡(通報)してください。

また、ご自身が出産や子育てに悩んだときにも、ご相談ください。



問い合わせ・・・子育て支援課

☎048-259-9005 FAX 048-252-7776

